



金 沢 市 公 報

第 2 9 1 4 号

平成29年(2017年)9月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	● 公 告
● 告 示		○ 浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課) 5
○ 自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課) 1		○ 金沢市屋外広告物等に関する条例の規定に基づく屋外広告物講習会の開催について (景観政策課) 5
○ 自転車等を撤去し、保管したことについて (") 2		○ 土地区画整理組合の解散の認可について (市街地再生課) 6
○ 児童福祉法の規定による医療機関の指定について (地域保健課) 3		○ 開発行為に関する工事の完了について (建築指導課) 6
○ 燃やすごみ等の収集等手数料の徴収事務の委託について (リサイクル推進課) 3		● 農業委員会告示
○ 市道の区域の変更について (道路管理課) 4		○ 平成29年第9回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局) 7
○ 道路の供用の開始について (") 5		

告 示

● 金沢市告示第300号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

平成29年9月21日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 1 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
 - 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 - 金沢市営野町駅前自転車駐車場
 - 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
 - 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
 - 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
 - 金沢市営割出駅前自転車駐車場
 - 金沢市営三ツ屋駅前自転車駐車場

- 金沢市営木越団地自転車駐車場
 金沢市営鳴和バス停前自転車駐車場
 金沢市営若松バス停前自転車駐車場
 金沢市営香林坊地下自転車駐車場
 金沢市営柿木島自転車駐車場
 金沢市営片町広場自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 2 移動し、保管した自転車等の台数
 自転車 205台
 原動機付自転車 1台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 平成29年8月1日から同月31日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
 金沢市此花町3番2号
 公益財団法人金沢まちづくり財団
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
 日時 平成29年9月21日から同年12月20日まで
 午前10時から午後7時まで
 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第301号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成29年9月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数			
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	8台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	2台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	3台
片町地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
小坂町地内	自	転	車	1台
三馬3丁目地内	自	転	車	3台
野町2丁目地内	自	転	車	1台
千日町地内	自	転	車	1台
広坂2丁目地内	自	転	車	6台
千木町地内	自	転	車	1台
西念4丁目地内	自	転	車	1台
北安江2丁目地内	自	転	車	2台
入江3丁目地内	自	転	車	1台
金石東2丁目地内	自	転	車	1台
窪6丁目地内	自	転	車	1台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
 平成29年8月1日から同月31日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成29年9月21日から平成30年3月20日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第302号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19の規定により告示します。

平成29年9月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
キリン堂 金沢元町薬局	金沢市元町2丁目6番1号	平成29年9月1日
グリーン直江薬局	金沢市直江町28街区3番地1	平成29年9月1日

●金沢市告示第303号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により燃やすごみ等収集手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成29年9月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 委託した者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（事務所の所在地）
野々市 孝	金沢市野町2丁目4番4号
前川 喜久松	金沢市円光寺2丁目6番11号
株式会社ホームイン 代表取締役社長 村太 武嗣	野々市市太平寺2丁目50番地
アルビス株式会社 代表取締役社長 大森 実	富山県射水市流通センター水戸田3丁目4番地
佃 孝之	金沢市横山町18番12号
株式会社大阪屋ショップ 代表取締役 平邑 秀樹	富山県富山市赤田487番地1
有限会社スーパーツタニ 代表取締役 土谷 敏行	金沢市寺町1丁目14番11号
亀田 浩稔	金沢市七ツ屋町二44番地
株式会社ジャコム石川 代表取締役 音花 浩一	金沢市佐奇森町イ7番地1
畠山 敏夫	金沢市旭町1丁目6番1号
DCMカーマ株式会社 代表取締役社長 豊田 芳行	愛知県刈谷市日高町3丁目411番地
ユニー株式会社 代表取締役 佐古 則男	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社鍛冶商店 代表取締役 鍛冶 一雄	河北郡津幡町字加賀爪ホ218番地
株式会社長崎屋 代表取締役 大橋 展晴	東京都目黒区青葉台2丁目19番10号

株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 大原 孝治	東京都目黒区青葉台2丁目19番10号
ホームプラザナフコ松任店 店長 矢野 紘行	白山市相木2丁目14番14号
株式会社示野薬局 代表取締役社長 関 久則	金沢市高柳町一字48番地1
株式会社森忠商店 代表取締役 森 麻喜子	金沢市尾張町2丁目11番24号
イオンリテール株式会社近畿・北陸カンパニー 北陸事業部事業部長 河股 良行	大阪府大阪市福島区海老江1丁目1番23号
赤地 久康	金沢市金石西4丁目15番8号
マックスバリュ北陸株式会社 代表取締役 師井 昭造	金沢市鞍月4丁目133番地 KCビル8階
中部薬品株式会社 代表取締役 山口 眞里	岐阜県多治見市高根町4丁目29番地
株式会社コメヤ薬局 代表取締役 長基 健司	白山市鶴来本町2丁目ワ43番地
株式会社野村右園堂 代表取締役 野村 正典	金沢市兼六町2番3号
中川 当為	金沢市茨木町54番地1
株式会社ニュー三久 代表取締役社長 南里 眞佐夫	金沢市城南2丁目36番1号
薬ヒグチ&ファーマライズ株式会社 代表取締役社長 大野 利美知	東京都中野区中央1丁目38番1号 住友中野坂上ビル8階
金沢紙業株式会社 代表取締役 端保 巖	金沢市野町4丁目6番42号
株式会社バロー 代表取締役 田代 正美	岐阜県多治見市大針町661番地の1
山崎製パン株式会社 デイリーヤマザキ事業統括本部長 島田 克哉	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
株式会社西村酒店 代表取締役 西村 睦男	金沢市小坂町南661番地
株式会社政浦 代表取締役 政浦 隆司	金沢市諸江町中丁260番地1
株式会社アイビー 代表取締役 中村 克司	金沢市二ツ屋町7番13号
有限会社しゃるまん 代表取締役 安田 幸生	金沢市高尾台4丁目128番地
フイツシユセンター北川食品株式会社 代表取締役 北川 紀吉	金沢市石引4丁目4番11号

2 委託した事務

燃やすごみ等収集手数料の徴収事務

3 委託した期間

平成29年11月1日から平成30年3月31日まで

●金沢市告示第304号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成29年9月21日から同年10月5日まで一般の縦覧に供します。

平成29年9月21日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	準 幹 線 582号 近 岡 ・ 南 新 保 線	南 新 保 町 口 110番 6 先から 南 新 保 町 口 110番 7 先まで	旧	4.8~5.0	23.5
			新	5.4~5.5	23.5

●金沢市告示第305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成29年9月21日から同年10月5日まで一般の縦覧に供します。

平成29年9月21日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
準 幹 線 582号 近 岡 ・ 南 新 保 線	南 新 保 町 口 110番 6 先から 南 新 保 町 口 110番 7 先まで	平成29年9月21日

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成29年9月21日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
76	中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋株式会社	名古屋市中区錦1丁目8番11号	平成29年8月28日

金沢市屋外広告物等に関する条例（平成7年条例第58号）第32条第1項の規定により屋外広告物講習会を開催するので、金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則（平成8年規則第2号）第27条第1項の規定により次のとおり公告します。

平成29年9月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 講習会の日時
平成29年11月10日（金） 午前9時15分から午後5時まで
- 2 講習会の場所
金沢市鞍月2丁目1番地
石川県地場産業振興センター
- 3 受講対象者
屋外広告物に携わる者（定員50名）
- 4 講習の科目
 - (1) 屋外広告物に関する法令
 - (2) 屋外広告物の表示の方法
 - (3) 屋外広告物の施工

5 講習の免除

次の(1)から(4)までのいずれかの資格等を有する者については、4の(3)に掲げる屋外広告物の施工の講習を免除するので、当該資格等を証明する書類を受講申込書に添えて提出すること。

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士
- (2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第3条に規定する電気工事士
- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設の行う職業訓練若しくは同法第24条第1項の認定に係る職業訓練で帆布製品製造科に係るものを終了した者又は同法第28条第1項の規定による職業訓練指導員の免許で帆布製品科に係るものを受けた者

6 受講申込書の受付期間

平成29年10月2日(月)から同月20日(金)まで(必着)

7 受講申込書の提出先

金沢市本町2丁目7番1号 越田ビル3階
石川県屋外広告業協同組合

8 受講手数料

2,500円

9 問合せ先

金沢市役所都市整備局景観政策課
電話(076)220-2364
石川県屋外広告業協同組合
電話(076)222-6223

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第45条第2項の規定により土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により次のとおり公告します。

平成29年9月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 土地区画整理組合の名称

金沢市副都心北部大河端土地区画整理組合

2 解散の認可の年月日

平成29年9月11日

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成29年9月21日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の種類 位置及び区域
金沢市新保本1丁目451番2及び451番4から451番17まで	金沢市松島2丁目109番地 一般社団法人石川県木造住宅協会内 金沢市新保本一丁目開発共同企業体 代表者 ニューハウス工業株式会社 代表取締役 村上 哲也	道路 金沢市新保本1丁目451番4
金沢市若宮町チ9番1、9番3、9番5及び9番6	金沢市泉が丘2丁目12番46号 株式会社金沢ホームビルド 代表取締役 西村 慎一	道路 金沢市若宮町チ9番6
金沢市須崎町ト109番3	金沢市須崎町口212番地 新森 雅浩	

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第9号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により平成29年第9回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成29年9月21日

金沢市農業委員会

会長 井 口 栄 市

1 日時

平成29年9月26日午後3時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (4) 非農地証明願について
- (5) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

平成29年(2017年)9月21日	印刷	発行人	金 沢 市
平成29年(2017年)9月21日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄